

心身障害者医療費公費負担制度の対象者拡充について

笠岡市では、令和5年4月から、心身障害者医療費公費負担制度の対象者に、精神障害者保健福祉手帳1級を所持している方を追加しました。

◎あらたに対象となる方

65歳を迎えるまでに、精神障害者保健福祉手帳1級を取得されている方。（※現在生活保護を受給中の方はのぞきます。）

◎利用手順

STEP 1

地域福祉課へ確認申請書を御提出ください。確認の後、自己負担上限額を決定・通知します。

STEP 2

病院等で診療を受けたら、健康保険被保険者証を医療機関の窓口で提示し、加入している健康保険の一部負担金を支払いしてください

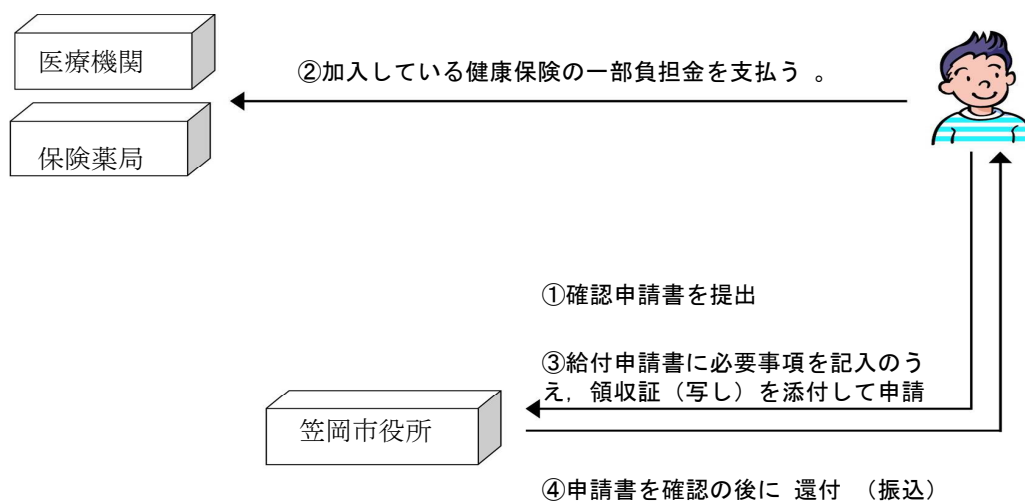
STEP 3

一ヶ月の合計の自己負担医療費が、地域福祉課で決定した「上限額」を越えた場合、領収書（写しでも可）をもって地域福祉課窓口で、還付の手続きをしてください。

※なお、支払いをした一部負担金の額が高額療養費に該当する場合、その高額療養費については加入している健康保険の保険者に請求してください。

STEP 4

健康保険の一部負担金と心身障害者医療費公費負担制度における一部負担金との差額または、他の公費負担制度上限額との差額を申請の際に申し出のあった口座へ振込みます。



◎必要書類

○確認申請書提出時に必要なもの

所定の確認申請書、健康保険被保険者証、他の公費負担制度の受給者証

課税証明（世帯員を含め当該年度1月1日に笠岡市内に住民票が無い方）

○給付申請時に必要なもの

領収書（写し可）・預金通帳など金融機関の口座がわかるもの

◎お問い合わせ先

笠岡市健康福祉部地域福祉課 福祉総務係 TEL 0865-69-2133